

西蒲民商二ユース
 2024年 6月3日号
 西蒲区巻甲2573の5
 TEL 0256・72・3372
 FAX 0256・72・3321

6月から定額減税実施

事業専従者（業者婦人

等）も実施せよ！

岸田内閣が「経済対策の目玉」として給与所得者などに実施されます。制度が複雑で事務負担が増えるなど批判も高まっています。

6月の給与明細書のイメージ		支給		控除	
月給	200.000	社会保険料	30.000	雇用保険料	1.400
		所得税	0	控除前	5.000
		定額減税	▲5.000	住民税	0
		控除合計	31.400		
合計	200.000	差引支給額	168.600		

○中小業者は令和7年の確定申告（令和6年分）で還付されます。

西蒲民商第77回総会を開きます。

○7月6日、夕方5時〜

○西蒲民商事務所2F

西蒲民商常任理事会で、総会を開くことを決めました。これから一年間の方針や予算・決算を決定、役員などを選出しますので是非ご参加下さい。総会は会員であれば誰でも参加できます。

労働保険に加入を

労働保険の年度更新の時期が来ました。労働保険（労災保険、雇用保険）は従業員を一人以上雇うときに、加入しなければなりません。

- ① 仕事中のケガや病気、労働災害、通勤中の事故等
- ② 従業員の失業に伴う補償が受けられます。
- ③ 事業主が入る「特別加入の労災」もあるので加入しましょう。

【確定申告後の注意点】

◎税務調査について

確定申告後に税務署は、調査を行う場合があります。税務調査は、①事前通知②調査日③所得税、消費税等調査の税目④調査年度⑤調査理由等11項目を納税者に通知する必要があります。税務調査があったら役員や民商に連絡をしましょう

